

公立大学法人名桜大学における研究活動等の不正防止に関する規程

(平成27年6月25日制定)

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人名桜大学（以下「法人」という。）における研究活動等の不正行為の防止に関し必要な事項を定め、もってその運営及び管理の適正化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「公的研究費」とは、文部科学省、文部科学省が所管する独立行政法人又はその他の機関等から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金、運営費交付金、寄附金、補助金並びに委託費等を財源として本学が扱う全ての経費をいう。

2 この規程において「不正行為」とは、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる研究の立案、計画、実施、成果の取りまとめ（外部資金等を用いた場合の支援者への申請、報告を含む。）及び公的研究費の使用における次の各号に掲げる行為をいう。

- (1) 捏造 存在しないデータ、研究・実験結果等を作成すること。
- (2) 改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。
- (3) 盗用 他の研究者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。
- (4) 公的研究費の不正使用 実体を伴わない謝金・給与を支払わせること、架空の取引により代金を支払わせ業者への預け金として管理させること、実体を伴わない旅費を支払わせることをはじめとして、法令、研究費を配分した機関（以下「資金配分機関」という。）の規程及び本学の規程に違反する経費の使用を故意に行うことをいう。

3 この規程において「不適切行為」とは、研究の立案、計画、実施、成果の取りまとめ（外部資金等を用いた場合の支援者への申請、報告を含む。）及び公的研究費の使用における、次の各号に掲げる行為をいう。

- (1) 二重投稿 同一内容とみなされる研究論文を複数作成して異なる雑誌等に発表する行為をいう。ただし、投稿先学術雑誌等の規定を満たし、二重投稿と解されない状態となったものは除く。
- (2) 不適切なオーサiership 研究論文の著者リストにおいて、著者としての資格を有しない者を挙げ、又は著者としての資格を有する者を除外する行為。
- (3) 公的研究費の不適切使用 公的研究費の使用に際し、法令、資金配分機関の規定及び本学の規定に違反する経費の使用及び善管注意義務を怠ったことにより行うことをいう。
- (4) その他 本項第1号から第3号以外に、研究倫理に反する行為をすること。

4 この規程において「構成員」とは、役員、教育職員、研究者（共同研究を行う民間企業からの出向者等を含む。）、技術職員、事務職員、有期雇用職員、パートタイム職員（TA、RAを含む。）及び資金配分機関から競争的資金の配分を受けた学生等、本学の運営管理等に携わる全ての者をいう。

5 この規程において「不正防止のための教育」とは、コンプライアンス教育及び研究倫理教育双方の総称である。

- (1) コンプライアンス教育 本学の不正防止に関する方針及び各種規則等を構成員に周知するための教育をいう。
- (2) 研究倫理教育 論文及び研究成果を発表する研究活動に携わる者が、知っておくべき内容及び倫理観について周知するための教育をいう。

6 この規程において「研究データ」とは、実験の生データ、実験・観察ノート、実験試料・試薬及び実験のために使用するプログラム等、外部に発表する論文及び研究成果

(以下「研究成果」という。)を導出するために必要とした各種データ等のことをいう。

第2章 組織の責任体制

(最高管理責任者)

第3条 理事長は、法人の運営・管理における最終責任を負う最高管理責任者として、本学全体の研究活動等の不正防止の取組を推進しなければならない。

2 最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じる。また、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任を持って研究活動等の不正防止に関する運営・管理が行えるよう、必要な措置を講じるものとする。

3 最高管理責任者は、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者から当該年度の不正防止に関する取組状況等について報告を求め、その進捗を把握するとともに、必要に応じて基本方針の見直しを図るものとする。

(統括管理責任者及び不正防止推進部署)

第4条 最高管理責任者を補佐し、研究活動等の不正防止について本学全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者として、統括管理責任者を置き、学長とする。

2 統括管理責任者は、不正防止対策の基本方針に基づき、本学全体の具体的な不正防止計画の策定・実施及び実施状況の確認を行い、最高管理責任者に報告しなければならない。

3 不正防止計画の策定・実施及び実施状況の確認等の統括管理責任者の業務遂行を補佐する部署として不正防止推進部署を総務課に置く。

(研究不正防止推進委員会)

第5条 本学全体の研究活動等の不正防止対策について組織横断的な視点で業務を遂行する組織として最高管理責任者の下に研究不正防止推進委員会を設ける。

2 研究不正防止推進委員会は統括管理責任者を委員長とし、次の各号に定める者で組織する。

- (1) 統括管理責任者
- (2) 副学長(研究担当)
- (3) 学部長
- (4) リベラルアーツ機構長
- (5) 各研究科長
- (6) 環太平洋地域文化研究所長
- (7) 沖縄ディアスポラ研究センター長
- (8) 事務局長
- (9) 統括管理責任者が必要に応じて指名する職員等
- (10) 統括管理責任者が必要に応じて指名する学外者

(研究不正防止推進委員会の業務)

第6条 研究不正防止推進委員会は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 研究費の運営及び管理の実態と不正発生要因の把握
- (2) 不正発生要因に対する具体的な防止対応計画の策定
- (3) 不正防止に係る規程等に関する提言
- (4) 不正防止に係る教育の企画・改善に関する事項
- (5) その他不正防止計画の推進に関する事項

(コンプライアンス推進責任者)

第7条 公的研究費の運営・管理のため実質的な責任と権限を持つ者としてコンプライアンス推進責任者を置く。

2 コンプライアンス推進責任者は別表第1のとおり定める。

3 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、次に掲げる事項を実施するものとする。

- (1) 全構成員に対する具体的な対策を講じ、その実施状況を確認するとともに、統括管理責任者への報告を行う。
 - (2) 公的研究費の運営・管理のため、全構成員に対するコンプライアンス教育の実施及び受講状況の管理監督を行う。
 - (3) 全構成員が、適切に公的研究費の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じた改善指導を行う。
- (コンプライアンス推進副責任者)

第8条 公的研究費の運営・管理のため、各部局にコンプライアンス推進副責任者を置く。

- 2 コンプライアンス推進副責任者は別表第1のとおり定める。
 - 3 コンプライアンス推進副責任者は、各部局においてコンプライアンス推進責任者の役割の実効性を確保するため、コンプライアンス推進責任者の指示の下、コンプライアンス推進責任者の公的研究費の運営・管理の確実な実施を補佐するものとする。
- (研究倫理教育責任者)

第9条 研究倫理に関する知識を定着・更新させるための実質的な責任と権限を持つものとして、研究倫理教育責任者を置く。

- 2 研究倫理教育責任者は別表第1のとおり定める。
- 3 研究倫理教育責任者は、統括管理責任者の指示の下、次に掲げる事項を実施するものとする。
 - (1) 全構成員に対する研究倫理教育の実施状況を確認するとともに、統括管理責任者への報告を行う。
 - (2) 全構成員が、研究倫理に関する規範意識を徹底するための実質的な教育の実施及び受講状況の管理監督を定期的に行う。

第3章 適正な運営・管理のための環境整備と構成員の責務

(環境整備の指針)

第10条 研究活動等の不正防止に関する各種規程等及び体制の整備に当っては、業務の実態と職務権限等に乖離がないか、構成員にとってわかりやすいルールであるかを定期的に確認し、必要に応じて適切に見直しを行い、構成員に周知を図るものとする。

- 2 学内の規則及びルール等を見直す際には、それに基づく業務が適切に運用できているかを確認するため、モニタリングの観点を盛り込むものとする。
- 3 研究費の事務処理手続きや使用に関する学内外からの相談窓口や研究活動等の不正防止に関する取組及び規則等について、学内外からの相談に迅速かつ適切に対応するため、相談を受け付けるための窓口（以下「相談窓口」という。（別表第2））を設置し、担当係等を公開するものとする。
- 4 研究活動等の不正防止に関する本学の管理運営体制、関係規則等並びに各種取組等については、積極的にホームページにより学内外に情報を公開するものとする。

(行動規範)

第11条 不正行為及び不適切行為（以下「不正行為等」という。）を防止するため、構成員の行動規範を公開するものとする。

(教育の実施)

第12条 不正行為等を防止するため、構成員に対し研究活動等の不正防止のための教育を定期的実施する。

- 2 不正防止のための教育を実施するにあたっては、構成員の職種や業務実態に則した教育が受講できるよう留意する。
- 3 教育実施後には、教育内容を理解したこと等を明記した誓約書（別記様式第1号）を提出させ、保管するものとする。

(構成員の責務)

第13条 構成員は、高い倫理観を保持し、不正行為等を行ってはならない。

- 2 構成員は、不正行為等を防止するために学内規則を遵守するとともに、コンプライアンス推進責任者の指示に従わなければならない。

- 3 構成員となった時点で本学が定める不正防止のための教育を必ず受けるものとし、それ以降も最高管理責任者が指定する教育を定期的に受けなければならない。
- 4 構成員は前項で定める教育を最初に受ける際に教育内容を理解したこと等を明記した誓約書（別記様式第1号）を最高管理責任者に提出しなければならない。

（懲戒処分等）

第14条 最高管理責任者は、構成員が前条に挙げる事項に反した場合、公立大学法人名桜大学就業規則第74条から第76条の規定に基づき、懲戒処分を行うものとする。

第4章 不正行為及び不適切行為に係る告発、調査及び処分

（公益通報窓口の設置）

第15条 不正行為等に関する告発又は相談（以下「告発等」という。）を行う者（以下「告発者」という。）からの告発等は公立大学法人名桜大学公益通報者保護規程で定める公益通報窓口（別表第3）で受け付けるものとする。

（告発等の取扱）

第16条 不正行為等があると思料する者は、何人も公益通報窓口を通じ、告発等を行うことができる。

- 2 告発等は、電子メール、書面、電話、ファクシミリ又は面会によるものとする。
- 3 告発等は原則として顕名により行われ、不正行為等を行ったとする研究者名・グループ、不正行為等の態様等、事案の内容が明示され、かつ不正とする合理性のある理由が示されているもののみを受け付ける。ただし、匿名による告発があった場合においても、その内容によっては、顕名による告発に準じた取扱いとすることができるものとし、当該告発者に対しての本規程に規定する通知及び報告は行わないものとする。
- 4 告発の意思を明示しない相談については、告発に準じてその内容を確認・精査し、相当の理由があると認めた場合は、相談者に対して告発の意思があるか否か確認するものとする。
- 5 研究活動等における不正行為等が行われるおそれがある、あるいは不正行為等を求められているという告発・相談については、公益通報窓口はその内容を確認・精査し、相当の理由があると認めるときは、最高管理責任者が被告発者に警告を行うものとする。
- 6 報道、会計検査院及び学会等の研究コミュニティ等の外部機関から不正行為等の疑いが指摘されたときは、第3項に規定する告発を受け付けたものとして取扱うものとする。
- 7 インターネット上に本学に係る不正行為等の疑いが掲載されていることを本学が独自に把握した場合は、第3項に規定する告発を受け付けたものとして取扱うものとする。
- 8 本学以外の機関に係る内容の告発等があった場合には、当該機関へ回付するものとする。

（告発者・被告発者の取扱）

第17条 最高管理責任者は、告発内容や告発者の秘密を守るとともに、告発等についての調査結果の公表まで、告発者及び被告発者の意に反して調査関係者以外に漏洩しないよう、関係者の秘密保持を徹底する。

- 2 最高管理責任者は、悪意（被告発者を陥れるため、あるいは被告発者が行う研究を妨害するためなど、専ら被告発者に何らかの損害を与えること及び被告発者が所属する機関・組織等に不利益を与えることを目的とする意思。以下同じ。）に基づく告発であることが判明しない限り、単に告発したことを理由に、告発者に対し審査終了までは、解雇、降格、減給、その他の不利益な取扱いを行わないものとする。
- 3 最高管理責任者は、相当な理由なしに、単に告発がなされたことのみをもって、被告発者に対し審査終了までは、研究活動を全面的に禁止してはならない。また、同様に解雇、降格、減給、その他の不利益な取扱いを行わないものとする。

（告発等の報告及び予備調査）

第18条 公益通報窓口担当者は、告発等を受け付けた場合、速やかに最高管理責任者、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者へ報告し、情報共有を図るものとする。

- 2 最高管理責任者は、前項の報告に係る事案について受け付けることが妥当と判断した場合は、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者及びその他最高管理責任者が指名するものに予備調査を行わせるものとする。ただし、告発者、被告発者と利害関係がある者は調査の担当から除外する。
- 3 最高管理責任者から予備調査を行うよう指示があった場合は、当該告発等の信憑性、内容の合理性、研究データの保存期間を超えるか否かなど調査可能性等について調査を行い、指示を受けた日から14日以内にその結果を最高管理責任者に報告するものとする。
- 4 最高管理責任者は、第1項及び前項の報告に基づき、告発等の受付から30日以内に告発等の内容の合理性を確認の上、調査の要否を判断するとともに、当該調査の要否を資金配分機関、文部科学省及び関連省庁等に報告するものとする。
- 5 最高管理責任者は、前項の規定に基づき、調査を実施することを決定したときは、調査の開始を告発者に通知するものとし、調査を実施しないときは、調査しない旨をその理由と併せて告発者に通知するものとする。この場合において、予備調査に係る資料等を保存し、その事案について告発者又は当該事案に係る資金配分機関、文部科学省及び関連省庁等から請求があった場合、当該資料等を開示するものとする。
- 6 最高管理責任者は、告発等があった日から60日以内に次条の不正調査委員会を立ち上げ、本調査の実施に着手させることとする。

(不正調査委員会)

第19条 最高管理責任者は、前条第5項において調査の実施を決定したときは、最高管理責任者のもとに不正調査委員会（以下「委員会」という。）を設置し、速やかに事実関係を調査させなければならない。

- 2 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。ただし、委員の半数以上は本学に属さない外部有識者とする。

(1) 本学役員、教育職員、事務職員の中から最高管理責任者が指名する者 若干名

(2) 弁護士、公認会計士、研究経験を持つ者等、最高管理責任者が指名する学外の有識者 若干名

- 3 前項の全ての調査委員は、告発者及び被告発者と直接の利害関係がない者とする。
- 4 委員会に委員長を置き、本条第2項の委員の中から最高管理責任者が指名する者をもって充てる。
- 5 最高管理責任者は委員会を組織した後、告発者及び被告発者に委員の氏名、所属等を含む委員会構成を通知することとする。
- 6 告発者及び被告発者は、委員会構成の公正性に問題があると判断した場合、委員会構成の通知日から7日以内であれば異議の申立てができる。最高管理責任者はその内容を確認し、妥当と認めた場合は委員会の委員を変更するとともに、その旨を告発者及び被告発者に通知するものとする。

(守秘義務)

第20条 委員会の構成員及びその他本規程に基づき、不正行為等の調査に関係した者は、その職務に関し知り得た情報を他に漏らしてはならない。

- 2 調査に当たっては、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究又は技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏洩することのないよう十分配慮しなければならない。

(調査の実施)

第21条 委員会は、不正行為等について、不正行為等の事実の有無、その内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等を調査するものとする。また、内容により被告発者の他事案における不正行為等の有無について調査すべきと思料される場合は、告発等があった事案以外の調査も行うものとする。

- 2 委員会は、調査の実施に際し、調査方針、調査対象、調査方法等について資金配分機関、文部科学省及び関連省庁等に報告し、又は協議しなければならない。

- 3 委員会は、被告発者に対し関係資料の提出、事実の証明、事情聴取及びその他調査に必要な事項を求めることができる。この際、被告発者の弁明の聴取が行われなければならない。
- 4 委員会は、関連する部局長等に対し、調査協力等適切な対応を指示することができる。
- 5 委員会は、被告発者に対し調査事案に係る公的研究費の使用停止及び証拠資料となる研究資料等の保全措置や研究活動の停止を命ずることができる。この場合、調査機関とは異なる研究機関においても調査事案に係る研究活動等に関して証拠となる研究資料等の保全措置をとることとする。

(調査への協力等)

第22条 告発者、被告発者その他関係者は、委員会による事実の究明に協力するものとし、虚偽の申告をしてはならない。退職後においても同様とし、本学の要請に対し誠実に対応しなければならない。

(悪意に基づく告発)

第23条 委員会が、調査の過程において当該告発が悪意に基づくものであったと判断した場合は、直ちに調査を中止し、当該告発を悪意に基づくものと認定のうえ、最高管理責任者に報告しなければならない。なお、この認定を行うにあたっては、当該告発者に弁明の機会を与えなければならない。

2 最高管理責任者は、前項の報告を受けた場合、告発者（当該告発者が本学以外の機関に所属する者であった場合はその所属機関への通知を含む。）、被告発者並びに資金配分機関、文部科学省及び関連省庁等に通知するものとする。

3 第1項及び第25条による調査の結果、悪意に基づく告発であると認定された場合は、最高管理責任者は、必要に応じて、当該告発者の氏名の公表、懲戒処分及び刑事告発等適正な措置をとるものとする。

(認定)

第24条 委員会は、調査の結果に基づき、不正行為等の事実の有無、その内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等、不正行為等と認定された研究に係る論文等（共著者の論文等を含む。）及び当該研究における役割を認定する。

2 委員会は、認定に当たっては、調査によって得られた物的・科学的証拠、証言、被告発者の自認等の諸証拠を総合的に判断して行う。ただし、被告発者の自認を唯一の証拠として不正行為と認定することはできない。

3 委員会は、研究活動に係る不正行為に関する証拠が提出された場合には、被告発者の説明及びその他の証拠によって、研究活動に係る不正行為であるとの疑いが覆されないときは、研究活動に係る不正行為と認定するものとする。

4 委員会は、被告発者が、生データや実験・観察ノート、実験試料・試薬等の不存在など本来存在すべき基本的な要素の不足により、研究活動に係る不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せない場合には、研究活動に係る不正行為と認定するものとする。ただし、被告発者が善良な管理者の注意義務を履行していたにもかかわらず、その責によらない理由により、前述の基本的な要素を十分に示すことができなくなった場合等正当な理由があると認められる場合は、この限りではない。また、生データや実験・観察ノート、実験試料・試薬等の不存在などが、各研究分野の特性に応じた合理的な保存期間や、被告発者が所属する、又は告発に係る研究活動を行っていたときに所属していた研究機関が定める保存期間を超える場合についても同様とする。

5 委員会は、本調査の開始から、研究における不正行為等にあつては150日以内、研究費の不正使用及び不適切使用にあつては90日以内に認定を行い、調査結果（認定を含む。以下同じ。）を最高管理責任者、資金配分機関、文部科学省及び関連省庁等に報告し、最高管理責任者は、被告発者及び告発者に対し、調査結果を通知するものとする。なお、被告発者が調査機関と異なる研究機関に所属している場合は、その所属機関にも当該調査結果を通知するものとする。

(不服申立て)

第25条 第23条及び前条の規程により不正行為等を行ったと認定された者又は悪意に基づく告発を行ったと認定された者は、前条第5項の調査結果の通知日から14日以内に最高管理責任者に不服申立てを行うことができるものとする。ただし、同一理由による不服申立てをすることはできない。

- 2 最高管理責任者は、前項の不服申立てがあった場合は、当該調査を行った委員会に不服申立ての審査を行わせる。この場合において、不服申立ての趣旨が新たに専門性を要する判断が必要となるものである場合には、最高管理責任者は、調査委員の交代若しくは追加、又は委員会に代えて他のものに審査をさせることができるものとする。新たな調査委員は、第19条第2項及び第3項に準じて指名するとともに、第19条第5項及び第6項に準じた手続きを行う。
- 3 委員会は、不服申立ての趣旨、理由等を勘案し、その事案の再調査を行うか否かを速やかに審査し、最高管理責任者に報告する。
- 4 前項の審査において再調査を行わないことを決定したときは、最高管理責任者は、被告発者及び告発者に対して、その結果を通知するものとする。
- 5 第3項の審査において再調査を行うことを決定したときは、最高管理責任者は、被告発者及び告発者に対してその結果を通知するものとする。この場合、被告発者及び告発者に対して本調査結果を覆すに足る資料の提出、その他当該事案の速やかな解決に向けて再調査に協力することを求めるものとし、被告発者及び告発者から再調査協力が得られないと判断した場合には、再調査を行うことなく審査を打ち切ることができる。
- 6 最高管理責任者は、不服申し立てがあった場合、被告発者及び告発者に通知するとともに、その事案に係る資金配分機関、文部科学省及び関連省庁等に報告するものとする。また、不服申し立ての却下及び再調査開始の決定についても同様とする。
- 7 委員会が再調査を開始した場合は、不正の認定にあつては、原則として50日以内、悪意に基づく告発にあつては、原則として30日以内に本調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を最高管理責任者に報告する。
- 8 最高管理責任者は、前項の報告に基づき、速やかに再調査結果を被告発者及び告発者に通知するものとともに資金配分機関、文部科学省及び関連省庁等に通知するものとする。

(調査結果の報告)

第26条 委員会の委員長は、第23条及び第24条による調査結果の通知後、被告発者及び告発者から不服申立てがなく、その内容が確定した場合、又は前条第5項による不服申立てに対し、同条第4項、第5項若しくは第7項の決定が行われた場合は、最終報告書を作成し、関連資料を添えて速やかに最高管理責任者に提出しなければならない。

(措置)

第27条 最高管理責任者は、前条による報告に基づき、その調査結果を被告発者及び告発者、関連する部局長等に通知するとともに、資金配分機関、文部科学省及び関連省庁等に対して、研究における不正行為等にあつては告発の受付から原則290日以内、研究費の不正使用及び不適切使用にあつては210日以内に、関係者の処分、不正行為等の発生要因、被告発者が関わる他事案の状況、再発防止策等必要事項をまとめ、報告しなければならない。なお、上記の期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を資金配分機関、文部科学省及び関連省庁等に提出しなければならない。

- 2 最高管理責任者は、調査の過程であっても、不正使用の事実が一部でも確認された場合には速やかに認定し、資金配分機関、文部科学省及び関連省庁等へ報告しなければならない。
- 3 前2項のほか、資金配分機関、文部科学省及び関連省庁等の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況の報告及び中間報告を提出しなければならない。また、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出、閲覧又は現地調査の求めがあった場合は、これに応じなければならない。
- 4 最高管理責任者は、前3項による報告の結果、資金配分機関、文部科学省及び関連省庁等から公的研究費の返還命令を受けたときは、被告発者に当該金額を返還させるものとする。

- 5 最高管理責任者は、不正行為等が行われたとの認定があった場合、不正行為等への関与が認定された者及び関与は認定されていないが、不正行為等が認定された論文等の主たる著者の当該研究に係る研究費の支出を直ちに中止する措置を講じるとともに、不正行為等があったと認定された論文等の取り下げを勧告しなければならない。
 - 6 当該事案の内容について悪質性が高い場合は、必要に応じて法的措置を講じるものとする。
 - 7 最高管理責任者は、前条による報告に基づき、不正行為等が認められなかったときは、必要に応じて告発者及び被告発者への不利益発生を防止するための措置を講じるものとする。
 - 8 最高管理責任者は、調査の過程において本規程で規定する資金配分機関、文部科学省及び関連省庁等への最終報告期限を延長する合理的理由があると判断する場合は、資金配分機関、文部科学省及び関連省庁等と協議し、最終報告期限の延長が認められた場合のみ、その認められた期間を延長することができる。
(調査結果の公表)
- 第28条 最高管理責任者は、前条の規定による措置のほか、不正行為等があったと認められたときは、合理的な理由のため不開示とする必要があると認めた場合を除き、速やかに調査結果を公表するものとする。この場合において、公表する内容には、必要に応じて不正行為等に関与した者の氏名・所属、不正行為等の内容、本学が公表時までに行った措置の内容、調査委員の氏名・所属及び調査の方法・手順等が含まれる。
- 2 最高管理責任者は、調査事案が学外に漏洩していた場合及び社会的影響の大きい重大な事案の場合については、必要に応じて当該調査の途中であっても中間報告として公表することができるものとする。
 - 3 最高管理責任者は、委員会が調査事案について不正行為等がなかったと認定した場合、原則として調査結果を公表しない。ただし、公表までに調査事案が外部に漏洩していた場合又は論文等に故意によるものでない誤りがあった場合は、告発者及び被告発者の了解を得て、調査結果を公表する。なお、公表する内容には、不正行為等がなかったこと、被告発者の氏名・所属、調査委員の氏名・所属及び調査の方法・手順等を含む。また、悪意に基づく告発と認定された場合は、必要に応じて告発者の氏名・所属を併せて公表するものとする。

第5章 モニタリング等

(内部監査)

- 第29条 公的研究費の適正な管理のため、本学内部監査規程に基づき、公正かつ的確な内部監査を実施するものとする。
- 2 内部監査においては、不正が発生しやすいリスクに着目し、内部監査計画を適切に立案し、リスクに対して重点的かつ機動的な方法により内部監査を実施するものとする。
(監査室)
- 第30条 理事長直轄部署として監査室を置く。監査室は、内部監査規程に基づき、業務監査及び会計監査を実施するほか、監事及び不正防止推進部署と連携して実効性のあるモニタリング体制について検証するものとする。
- 2 監査室は、監事及び会計監査人と連携を強化し効率的かつ効果的な監査を実施するものとする。

第6章 その他

(事務)

- 第31条 研究不正防止推進委員会に関する事務は、総務課で行う。
- 2 コンプライアンス教育及び研究倫理教育に関する事務は、地域連携研究推進課で行う。
(規程の改廃)
- 第32条 この規程に関する改廃手続きは、経営審議会の議を経て、理事長が行う。
(その他)

第33条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則（平成27年6月25日）

- 1 この規程は、平成27年6月25日に施行し、平成27年4月1日から適用する。
- 2 公立大学法人名桜大学研究費管理規程は、廃止する。

附 則

この規程は、平成28年2月9日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年9月11日から施行する。

附 則（令和2年9月28日）

この規程は、令和2年9月28日から施行する。

附 則（令和3年11月5日）

この規程は、令和3年11月5日から施行する。

附 則（令和4年9月29日）

この規程は、令和4年9月29日から施行する。

附 則（令和5年3月28日）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1 責任者等一覧（第3条～第9条関係）

責任者等	職 名 等
最高管理責任者	理事長
統括管理責任者	学長
コンプライアンス推進責任者	副学長
研究倫理教育責任者	
コンプライアンス推進副責任者	国際学群長、人間健康学部長、リベラルアーツ機構長、各研究科長、環太平洋地域文化研究所長、沖縄ディアスポラ研究センター長、事務局長、その他コンプライアンス推進責任者が必要に応じて指名する者

別表第2 相談窓口（第10条関係）

区分	相談内容	相談窓口担当
相談窓口	研究費の制度・申請・予算執行・物品購入等の相談窓口	環太平洋地域文化研究所 研究協力係 TEL：0980-51-1107 E-mail:kanchiken@mail.meio-u.ac.jp
	研究費の経理の相談窓口	財務部会計課 TEL：0980-51-1051

別表第3 公益通報窓口（第15条関係）

区分	相談内容	相談窓口担当者
不正発見時	公益通報窓口	総務課長 0980-51-1100(内線)2112 (FAX)0980-52-4640 E-mail: soumukacho@meio-u.ac.jp

誓 約 書

公立大学法人名桜大学理事長 殿

私は、研究の自立性が社会からの信頼と付託のうえに成り立っていることを自覚し、以下のことを誓約します。

1. 研究活動に当たっては、研究者行動規範並びに本学の関係規則を遵守し、不正行為を行わないことを約束します。自身の研究成果を論文などで地域・社会に公表、還元するとともに、研究活動に責任を負います。
2. 公的研究費が国民の貴重な税金で賄われていることを踏まえ、その執行に当たっては、本学の関係規則及び当該研究費に関し定められた使用ルール等を遵守し、不正使用を行わない、させない、黙認しない、かつ加担しないことを約束します。
3. 自身の研究活動および執行した公的研究費等について、内部監査室等による監査や不正を行った疑いにより調査を行うこととなった場合は、それに最大限協力します。
4. 諸規則に違反して不正行為及び不適切行為を行った場合は、本学と公的研究費の配分機関の定める処分及び法的な責任を負うことを約束します。
5. 外国の機関・大学等との共同研究や交流等に伴う、利益相反・責務相反が適切に管理されないリスク、技術流出・情報流出につながるリスク、信頼の低下リスク等に留意するとともに、リスクが懸念される場合には本学に相談・報告します。
6. 研究活動の透明性の確保に係る情報について、本学の規程等に基づき、適切に報告します。
7. 競争的研究費事業への応募にあたって、国内外の補助金や助成金、共同研究費、受託研究費等、全ての研究資金の応募・受入状況に関する情報、全ての所属機関・役職に関する情報など、求められる情報を適切に申告します。
8. 本学で研究者に求められる事項（裏面）を遵守します。

年 月 日

所属

職名

氏名(自署)

(裏面)

本学の研究者に求められる事項

- 1 毎年、コンプライアンス教育研修・研究倫理教育研修を受講すること
- 2 コンプライアンス教育研修・研究倫理教育研修を受講後、本誓約書を提出すること
- 3 3年毎に研究倫理教育 e-ラーニング eL CoRE を必ず受講すること
※ただし、必要な場合はその上で e-APRIN を受講すること
- 4 JSPS 教材『科学の健全な発展のために』を通読すること
- 5 人を対象とする研究を実施する場合は、研究倫理審査を受審し、承認を受けること
 - ・毎年度末、研究を継続している場合は研究実施状況報告書を提出すること
 - ・研究を終了又は中止した場合は研究等終了（中止）報告書を提出すること
- 6 研究資料等（文書、数値データ、画像など）の保存は、公立大学法人名桜大学における研究資料等の保存等に関する内規に則り、原則として、当該論文等の発表後 10 年間行うこと

誓 約 書

公立大学法人名桜大学理事長 殿

私は、本学で執行する全ての公的研究費等の管理・運営に関して、当該経費が国民の貴重な税金で賄われていることを十分認識し、公正かつ効率的に使用することについて、次のとおり誓約します。

- 1. 公立大学法人名桜大学（以下、「本学」という。）における研究者行動規範並びに本学の関係規則を遵守します。
- 2. 研究活動及び公的研究費等経費の執行等支援にあつては、本学の関係規則及び当該研究費に関し定められた助成条件や研究費使用ルール等を遵守して、交付された研究費等を適正に使用し、不正使用を行わない、させない、黙認しない、かつ加担しないことを約束します。
- 3. 自身が管理または事務を行った公的研究費等について、内部監査室等による監査や不正を行った疑いにより調査を行うこととなった場合は、それに最大限協力します。
- 4. 諸規則に違反して不正行為及び不適切行為を行った場合は、本学と公的研究費の配分機関の定める処分及び法的な責任を負担することを理解しています。

令和 年 月 日

所属

職名

氏名(自署)
